

厚生労働大臣の談話

本日、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法が成立いたしました。１２月２３日に議員立法で全面解決を図るという福田総裁のご決断があり、その後、与党の関係者の方々の大変なご尽力、さらに国会での会派を超えたご賛同と速やかなご対応をいただき、本日法案が成立し、長年にわたるＣ型肝炎訴訟の解決が図られることになりました。心より感謝を申し上げます。

これら製剤による感染被害者とその遺族の方々は、これまで長年にわたり大変なご苦勞があったと思います。感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止できなかったことについて、率直に国の責任を認めなければなりません。感染被害者とその遺族の皆さまに心からお詫び申し上げます。

いうまでもなく薬害は二度とあってはならず、今回の事件を踏まえ、

- ① 副作用情報の分析評価の大幅な充実強化や安全対策を講じた後のフォローアップの徹底などにより年間３万件にのぼる副作用情報が迅速・的確に分析評価され、必要な場合には、すみやかに必要な措置が採られなければならない、
 - ② また、例えば患者に知らせることが必要と判断される場合には、しかるべく情報の提供がなされる必要がある、
- と考えており、今後、有識者による検討会を立ち上げ、医薬品行政の体制のあり方を含め、再発防止に向けた具体策を検討していくこととしております。

また、C型肝炎対策については、早期発見、早期治療の促進によって、感染者の健康保持・増進及び不安の解消を図ることが重要であることから、1月から無料の肝炎ウイルス検査を拡大するとともに、来年度からは「肝炎治療7カ年計画」に基づき、国と地方公共団体が協力して行う、7カ年で総額1800億円規模のインターフェロン治療に対する医療費助成や、肝疾患診療連携拠点病院等の診療体制の整備、研究の推進などを行っていきたいと考えております。厚生労働省としては、こうした新たな肝炎総合対策を着実に実施し、効果を上げるために全力を尽くす決意であります。

改めて、長年にわたる感染被害者の方々のご労苦にお詫び申し上げますとともに、厚生労働大臣として、薬害の再発防止、肝炎の早期発見、早期治療に全力を尽くすことをお約束いたします。